

茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業審査委員会設置要項

(委員会の設置)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条第3項に基づき、茨城県産業戦略部中小企業課（以下「中小企業課」という。）内に、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、交付要綱第6条に定める補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）に関する計画のほか、対象事業の運営に必要な事項の審査及び評価を行うものとする。

(委員の構成)

第3条 委員会には、下記の者をあてる。ただし、委員長は、必要に応じて下記以外の者を指名し、審査を行わせることができる。

委員	備考
中小企業課長	委員長
経営支援室長	副委員長
課長補佐（総括）	
経営支援室課長補佐	

- 2 委員長は、参加した委員の互選により定めるものとし、委員会を代表として会務を総理する。
- 3 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、年度単位の期間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(助成対象事業の評価・加点)

第5条 交付要綱第10条で定めることとなっている対象事業の評価・加点基準は別表のとおりとし、審査するに当たっては、主としてこの基準の観点から総合的に行うものとする。

- 2 前項の評価・加点基準のほか、対象事業の審査及び評価・加点基準に関する必要な事項については、知事が別に定める。

(委員会)

第6条 委員会は、原則として書面で実施するものとする。

- 2 委員会は、必要に応じて知事が開催する。
- 3 委員が参加できないときは、当該委員の委任状を提出した代理者の参加により、委員としての参加に代えることができる。
- 4 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 5 委員会は、非公開とし、委員は、議事の内容を他に漏らしてはならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が参加し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 知事は、必要のあるときは、委員会にオブザーバーとして委員以外の者の参加を求めることができる。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この要項は、令和6年（2024年）7月1日から施行する。

評価・加点基準

1 評価項目

項目		視点
(1)	適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・荷待ち・荷役時間削減などの物流の効率化に資する事業になっているか。 ・国や県、市町村が実施する他制度（補助金、委託費等）による助成を受ける事業と同一又は類似内容の事業となっていないか。 ・その他交付要綱に定める要件等を満たしているか。
(2)	計画性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況分析は適切に行われているか。 ・事業計画は具体的で実現可能性の高いものとなっているか。 ・事業実施のための必要な体制・能力を有しているか。 ・支援事業として費用対効果が高いか。
(3)	積算	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか。

2 各評価項目の配点

項目	一委員当たりの配点
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

3 加点項目

項目		視点
(1)	働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組んでいるか。
(2)	外国人材	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力不足の解消に向けて、外国人材の導入に積極的に取り組んでいるか。

4 各加点項目の配点

(1) 働き方改革

項目	一申請者当たりの配点
女性ドライバーの採用	1点
厚生労働省の「くるみん」 「えるぼし」又は茨城県の 「働き方改革優良（推進） 認定企業」の認定	2点

※内容を証する書類（社員証・運転免許証の写し、社員名簿、認定証明書等）の添付を求める。

(2) 外国人材

項目	一申請者当たりの配点
外国人材の採用	1点

※内容を証する書類（社員証の写し、社員名簿等）の添付を求める。